

第4期 阿蘇市地域福祉活動計画

概要版

2025 年度～2030 年度

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、阿蘇市地域福祉計画に連動し、阿蘇市における地域福祉課題の把握や整理を行います。

そのため、現行事業を見直すとともに、関係機関や団体との連携による総合的な相談・生活支援体制の確立を図り、地域住民による「誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり」を社協の基本理念とし、その指針となるべき計画として「第4期阿蘇市地域福祉活動計画」を策定しました。



令和 7 年 3 月

社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会

住 所 〒869-2301 阿蘇市内牧 976-2
電 話 番 号 0967-32-1127
FAX 番 号 0967-32-4940
ホームページ <https://www.asoyamabiko.jp/aso/>
E - m a i l a-syakyo@aso.ne.jp

基本理念

誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくり

基本目標

で愛（出会い）

ふれ愛（ふれあい）

ささえ愛（支え合い）

1. やまびこネットワーク活動推進事業

住民相互の助け合いや交流の輪を広げながら、ともに支え合う福祉のまちづくりをめざし、地域の福祉課題の発見とその解決に向け、住民の方々と共に小地域ネットワーク活動を推進していきます。

【担当】 地域福祉課



2. ボランティアセンター事業

- ・ボランティア活動に対する住民の関心を高めるとともに、住民のボランティアニーズを把握し、援助体制を整えます。
- ・阿蘇市内の学校や地域と連携して福祉教育の推進を図り、子ども達の心を育む機会づくりを行います。
- ・大規模災害に備え、速やかに対応できるよう関係機関と連携し、機能充実を図ります。

【担当】 地域福祉課



3. ASO出会い応援団事業

若者の交流や出会いの機会を作り、気軽に参加できるような場を提供するとともに、地域の各団体と連携を図って、活動の協力や支援を行います。

【担当】 地域福祉課



4. フードバンク事業

窮迫した生活困窮世帯に対し、一時的な食糧支援を行います。また、利用可能な制度に繋げるため、総合的な相談に取り組みます。

【担当】 地域福祉課



5. 広報活動

地域福祉の推進のため、さまざまな広報媒体を通じて住民への情報提供・啓発を行い、住民参加を促します。

【担当】 地域福祉課



6. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。

【担当】 地域福祉課



7. 生活福祉資金貸付事業

経済的な自立や生活意欲の向上、社会参加の促進などを目的に福祉資金の貸付窓口となり、県社協と連携し、経済的支援を行うことで低所得者等世帯の生活安定を支援します。

【担当】 地域福祉課



8. 放課後児童クラブ運営事業

子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労が続けていけるよう、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや学習等の生活指導を行います。また、発達障がい等への正しい理解や子ども同士の関係づくりを大切にします。

【担当】 地域福祉課



9. ファミリーサポートセンター運営事業

子育て世代の保護者が地域で安心して日常生活や就労が続けていけるよう、送迎や預かりなどを一時的に行い、子育て家庭を支援していきます。

【担当】 地域福祉課



10. 日本赤十字社熊本県支部阿蘇市地区の事務局運営

日本赤十字社が行う被災者への災害救護活動等において、熊本県支部阿蘇市地区の事務支援を行います。

【担当】 地域福祉課



11. 熊本県共同募金会阿蘇市共同募金委員会の事務局運営

住民相互の助け合いや住民参加を基調とする地域福祉を推進するため、事務局として募金活動の促進等を行い、各団体・学校等へ財源面から支援します。

【担当】 地域福祉課



12. 当事者団体・地域団体の事務支援

市民参加による地域福祉活動を推進する上で、各種団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援します。

【担当】 地域福祉課



13. 地域包括支援センター

住民主体による介護予防活動の展開と、生きがいづくりや閉じこもりの予防、認知症の早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等、地域の高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のために相談窓口を設け、必要な援助を包括的に支援します。

【担当】 地域包括支援課



14. 在宅支援サービス

介護保険法や障害者総合支援法に基づいた在宅介護サービス事業を通じて、施設を地域福祉活動の拠点の場として提供します。

【担当】 在宅支援課



各事業へのお問合せ

地域福祉課	32-1127
地域包括支援課	32-5122
在宅支援課	32-1188

誰もが安心して、安全で快適に暮らせるまちづくりを実現するため

地域福祉活動を実践していくためには、住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれに役割を果たし、相互に協力しあい、連携する必要があります。

そのためには自助・互助・共助・公助の視点が大切です。

自助

◆自分のことを自分でする

自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。

- ・生きがいづくり
- ・健康づくり
- ・介護予防



互助

◆ボランティア活動 住民組織の活動

家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。

- ・見守り 声かけ
- ・助け合い活動
- ・地域の行事やイベントの手伝い



共助

◆介護保険や社会保険制度及びサービス

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ。

- ・介護保険制度
- ・医療保険制度



公助

◆一般財源による高齢者福祉事業、生活保護など

自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。

- ・社会福祉などの行政サービス
- ・地域づくり支援

